

●パートナーシップ制度利用により利用可能な町の制度・手続き

(令和7年4月1日現在)

制度・手続きの名称	内容	受領証等の提示必要	受領証等の提示不要	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を「縁故者」にする場合)	生計が同一であれば、パートナーの住民票上の続柄を「縁故者」として、同一世帯で住民登録することができます。	○		町民福祉課 住民おもてなし係
罹災証明書	パートナーが委任状不要で申請をすることができます。	○		総務課 防災係
要介護認定申請	パートナーの方も代理申請をすることができます。	○		高齢あんしん課 介護保険係
住宅改修費	要介護(要支援)認定を受けている者のパートナーが、要介護(要支援)認定を受けている者が居住する住宅を改修するための代理申請ができます。	○		高齢あんしん課 介護保険係
福祉用具購入費	要介護(要支援)認定を受けている者のパートナーが、代理申請をすることができます。	○		高齢あんしん課 介護保険係
介護用品給付費	要介護1以上の認定を受けている者のパートナーが、代理申請をすることができます。	○		高齢あんしん課 介護保険係
町営住宅の入居申込	パートナーとの入居申込、同居申請をすることができます。(入居資格の要件を満たす必要があります。)	○		財政課 住宅管財係

※ 利用可能な町の制度・手続きについては、随時更新します。

●パートナーシップ制度を利用しなくても利用可能な町の制度・手続き

(令和7年4月1日現在)

制度・手続きの名称	内 容	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を「縁故者」にする場合を除く)	生計が同一であれば、パートナーの同一世帯として、住民登録することができます。 ※住民票上のパートナーの続柄は、「同居人」となります。	町民福祉課住民おもてなし係
火葬埋葬手続き	同居している場合、同居人として火葬埋葬の手続きをすることができます。	町民福祉課住民おもてなし係
各種税証明書発行手続き	同一世帯であれば、各種税証明書を委任状不要で申請することができます。	町民福祉課住民おもてなし係 (受付) 税務課課税係・納税係 (発行)
保育所等において、パートナーを送迎者として承認	パートナーが子どもの保護者として、保育所等の送迎をすることができます。	町民福祉課福祉子育て係
保育給付認定等申請 (パートナーを保護者として申請)	パートナーが子どもの保護者として利用申し込みをすることができます。	町民福祉課福祉子育て係
国民健康保険の加入・届出	住民票上同一世帯であればパートナーと同一世帯として国民健康保険に加入することができます。	健康推進課国保医療係
子育て応援券交付事業申請	同居している場合、同居人として申請することが可能。	健康推進課健康推進係
乳幼児相談健診事業	同居している場合、同居人として受相することが可能。	健康推進課健康推進係
新生児訪問事業	同居している場合、同居人として訪問してもらうことが可能。	健康推進課健康推進係
各種検診・予防接種の申し込み	同居していなくても申込可能。	健康推進課健康推進係
新型インフルエンザ助成手続き	同居していなくても申込可能。ただし、口座入金対象については原則本人とする	健康推進課健康推進係
新型コロナワクチン助成手続き	同居していなくても申込可能。ただし、口座入金対象については原則本人とする	健康推進課健康推進係
高齢者肺炎球菌助成手続き	同居していなくても申込可能。ただし、口座入金対象については原則本人とする	健康推進課健康推進係
救急車の同乗	救急搬送される際、パートナーも救急車に同乗することができます。	江差消防署